

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年4月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400204 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2500001 号

第 1 結論

昭和 58 年 6 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 6 月から昭和 61 年 3 月まで

私が専門学校を卒業した後に就職した A 事業所から、国民年金保険料の半額を助成するので、自分で国民年金保険料を納付するよう言われ、国民年金の加入手続については、同事業所の事務担当者である雇用主の妻が昭和 58 年 4 月頃に B 市役所で行ってくれた。昭和 58 年 6 月末に 1 か月分の助成があったので、同年 6 月分の国民年金保険料から途切れることなく、郵便局又は C 銀行の窓口で納付書により毎月納付していた。

しかしながら、年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するため、加入者に国民年金の記号番号が払い出されることとされていたところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金の記号番号（現在は基礎年金番号（*））に係る最初の国民年金被保険者資格取得年月日（昭和 58 年 4 月 1 日）の処理日は昭和 61 年 8 月 12 日とされており、当該資格処理日時点において、請求期間のうち、昭和 58 年 6 月から昭和 59 年 6 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者の住所地である D 県 B 市は、前述の記号番号（*）に係る国民年金保険料の納付の有無については、記録がないため確認できない旨回答しており、日本年金機構が保管する D 県 B 市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、国民年金保険料の納付状況が確認できる検認記録の請求期間の欄は未納とされている。

さらに、請求者の主張どおりに請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、前述の記号番号（*）とは別の記号番号が払い出されている必要があるが、日本年金機構は、請求者に対する当該記号番号とは別の記号番号の払出しは確認できない旨回答している上、当局においても、社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名を複数の読み方（旧姓を含む。）で検索したが、請求者に対し別の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求者の国民年金に係る記録が当該記号番号とは別の記号番号で管理されていたとは考え難い。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を郵便局又は C 銀行の窓口で納付した旨主張しているところ、株式会社ゆうちょ銀行及び C 銀行の各担当者は、いずれも納付を確認で

きる資料の保管はない旨陳述していることから、請求者が郵便局又はC銀行の窓口で国民年金保険料を納付したことを確認できない。

なお、請求者は、請求期間当時に勤務していた事業所の事務担当者が国民年金の加入手続きを行い、事業所が国民年金保険料の半額を助成してくれた旨主張しているところ、当該事務担当者の親族は、本人に確認したが覚えてないことがほとんどであり、事業所は閉院しており、資料等も残っておらず、請求者の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の助成については不明である旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400219号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年10月1日から昭和53年3月1日まで

私は、19歳の時の昭和51年10月1日にB市Cに所在するA事業所に入社し、入社当月より社会保険に加入した。その後、私は、21歳でD事業所B支店の支店長、24歳でE社F支店の支店長になった。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和51年10月1日にA事業所に入社した旨主張しているところ、請求者の雇用保険被保険者記録及びA事業所の後継事業所であるE社が提出した請求者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書によると、A事業所における資格取得年月日は昭和53年2月27日と記録されていることから、請求者がA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和53年3月1日より前から勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は昭和57年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同日にE社が厚生年金保険の適用事業所となっているところ、A事業所の元事業主は、請求者に関する資料はない旨回答しており、E社は、請求者に係る賃金台帳等の書類は保管していない旨回答している上、請求者も請求期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、請求者は、A事業所はB市Cに所在していた旨主張しているところ、E社が提出したA事業所B支店のオープン時のものとする家屋賃貸借契約証書によると、請求者が主張する所在地と一致しており、使用目的を店舗とする家屋の賃貸借契約が行われているが、当該契約の期間は昭和52年4月1日よりと記載されている上、同社が提出した会社の沿革においても、A事業所B支店の設立は昭和52年4月と掲載されており、請求者がA事業所に入社したとする昭和51年10月1日においては、同所在地にA事業所が開設されていた事実は確認できない。

さらに、請求者が請求期間においてA事業所に勤務していた証拠として提出した7枚の写真のうち、撮影年月日が印字されている写真は2枚あり、そのうち、撮影年月日が「77 9 20」と印字されている写真については、当該日付(1977(昭和52)年9月20日)が請求期間内ではあるものの、当該写真には人物や事業所名は写っておらず、撮影年月日が「78 9 17」と印字されている写真については、当該日付(1978(昭和53)年9月17日)は請求者のA事業

所に係る厚生年金保険被保険者期間内であり、残りの5枚の写真については、撮影年月日の印字がなく、請求期間内に撮影されたものか特定できないことから、当該7枚の写真をもって、請求者が請求期間においてA事業所に勤務していたことをうかがわせるものであるとまでは言えない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和53年3月1日と記録されており、オンライン記録と一致している上、同名簿の記録が訂正されるなど不自然な形跡もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。